

調布市議会改革検討代表者会議第25回会議日程

平成25年1月18日 午前10時
於 全 員 協 議 会 室

- 1 検討・協議事項
議会基本条例について
- 2 その他

資料69：議会基本条例（案）共産党・元気派・生活者ネット
共同修正案②

2013/01/16 提出

第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、市民に開かれ活力ある議会を構築するために必要な基本理念を定め、議会及び議員の使命並びに議会運営に関する基本事項を定めることにより、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。	第1条 この条例は、市民に開かれた活力ある議会にを構築するために必要な基本理念を定めることにより、議会及び議員の使命並びに議会運営に関する基本事項を定めることにより、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。
(基本理念)	(基本理念)
第2条 議会は、市民を代表する市政最高決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、その活動の基本を市民に開かれた議会とし、その実現に向け議会活動の情報公開を進め市民との情報の共有を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。	第2条 議会は、市の議事機関であり市民を代表する市政最高の意志を市政に反映させる決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、その活動の基本を市民に開かれた議会とし、その実現に向け議会活動の情報公開を進め市民との情報の共有を図るとともに、議会への市民参加を推進し公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。
第2章 議会と議員の使命及び活動原則	第2章 議会と議員の使命及び活動原則
(議会の使命及び活動原則)	(議会の使命及び活動原則)
第3条 議会は、合議制の特性を生かし、市民を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命とします。	第3条 議会は、合議制の特性を生かし、市民を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。

<p>2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指します。</p> <p>(2) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。</p> <p>(3) 市民の多様な意見を的確に把握し、議会の議論を活性化させます。</p> <p>(4) 把握した市民の意見をもとに政策提言、政策立案を行います。</p> <p>(5) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。</p>	<p>2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。</p> <p>(1) <u>議会活動は公開の原則のもとに、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、情報公開を推進します。</u> <(1)+(2)></p> <p>(2) <u>議会は、市民への説明責任をはたします。</u></p> <p>(3) <u>議会は、市長等の執行機関の行政運営状況の監視とともに、評価を行います。</u></p> <p>(4) <u>意思決定にあたっては論点・争点を明らかにし、市民にわかりやすい議会活動を行います。</u></p> <p>(5) <u>市民の多様な意見を的確に把握し、それをもとに政策提言、政策立案を行います。</u> <(3)、(4)から ></p> <p>(6) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。 <(5)></p>
<p>(議員の使命及び活動原則)</p>	<p>(議員の使命及び活動原則)</p>
<p>第4条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします</p> <p>2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の活発な討議を重んじます。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。</p> <p>(3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければなりません。</p> <p>(4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。</p>	<p>第4条 議員は、議会の構成員として市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします</p> <p>2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動します<u>なければなりません。</u></p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の<u>言論を尊重し、議員間の活発な討議を重んじます。</u></p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を<u>的確に把握し、するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。</u>議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動し<u>なければなりません</u>します。</p> <p style="text-align: right;"><(2)、(3)から></p> <p>(3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たさ<u>なければなりません</u>します。</p> <p style="text-align: right;"><(4)></p> <p>(4) 自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。 <(2)から></p>

(会派)	(会派)
<p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間の調整を行い、合意形成に努めなければなりません。</p>	<p>第5条 <u>政策を中心とした理念を共有する議員では、議会活動を行うため、会派を結成することができます。会派は1人でも結成する事が出来ます。</u></p> <p>2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し<u>議論を尽し、会派間の調整を行い、合意形成に努めなければなりませんその意思を表明することができます。</u></p>
第3章 市民と議会の関係	第3章 市民と議会の関係
(情報公開の推進)	(情報公開及び広聴機能の推進)
<p>第6条 議会は、調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)との整合性を図りつつ、その有する情報を市民に公開するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。</p> <p>2 議会は、本会議その他法定会議を原則として公開します。</p> <p>3 議会は、議案を初めとする審議に係わる資料を明らかにします。</p> <p>4 議会は、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めます。</p> <p>5 議会は、市政の課題に関する論点を市民に明らかにするよう努めます。</p> <p>6 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動の充実に努めます。</p> <p>7 議会は、市民の傍聴意欲を高めるため、傍聴環境の改善に常に努めます。</p> <p>8 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合は、その理由及び再開時間を傍聴者等に説明するよう努めます。</p> <p>9 議会は、開かれた議会の責務を果たすため、全ての議員の参加のもと、議会報告会を開催します。</p>	<p>第6条 議会は、<u>調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)との整合性を図りつつ、その有する情報を市民に提供公開するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません</u>します。</p> <p>2 議会は、本会議その他法定会議を原則として公開します。</p> <p>3 議会は、<u>開かれた議会の責務を果たすため、全ての議員の参加のもと、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を開催します。<9から></u></p> <p>4 議会は、<u>情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動の充実に努めます。</u> <6から></p> <p>5 <u>その他、必要な事項は別に定めます。</u> ※ (別に定める事項は、例えば原案の3、5、7、8項について</p>

(広聴機能の推進)	(市民参加手続き)
<p>第7条 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分活用して、市民の声または政策的識見等を求めるとともに、多様な広報広聴手段を活用し、市民の声を積極的に聴取します。</p> <p>2 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願・陳情提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は、その趣旨を聴く機会を設けます。</p> <p>3 議会は、市民から提出された意見を尊重し、議会運営の改善、市政への政策提言に反映させるよう努めるものとします。</p>	<p>第7条 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分活用して、市民の声または政策的識見等を求めるとともに、多様な広報広聴手段を活用し、市民の声を積極的に聴取します。</p> <p>2 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願・陳情提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は、その趣旨を聴く機会を設けます。</p> <p>3 議会は、市民から提出された意見を尊重し、議会運営の改善、市政への政策提言に反映させるよう努めるものとします。</p> <p>4 市民からの政策提言や意見聴取については、その手続きを別に定めます。</p>